

津市屋内総合スポーツ施設設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本市の拠点となる屋内総合スポーツ施設の整備にあたっては、「津市屋内総合スポーツ施設基本計画」を策定し、施設内容やその規模など基本的な方針を示したところです。

本業務は、本市の屋内スポーツの拠点となる屋内総合スポーツ施設としての機能や役割を十分に果たすための建築設計を行うことを目的としています。

2 業務の概要

(1) 業務名

津市屋内総合スポーツ施設設計業務委託

(2) 業務内容

屋内総合スポーツ施設整備に係る基本設計及び実施設計

(3) 予算額

201,600 千円（基本設計 60,480 千円、実施設計 141,120 千円）

※消費税及び地方消費税を含む

(4) 履行期間

契約締結日から平成 25 年 7 月 31 日まで

(5) 担当部署

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

〒514-0027 三重県津市大門 7 番 15 号 津センターパレス 2 階

電話：059-229-3375 ファックス：059-229-3247

メールアドレス：229-3373@city.tsu.lg.jp

3 プロポーザル実施スケジュール（予定）

実施の公告（実施要領の公表）	平成 23 年 10 月 11 日（火）
参加申込書類の提出期間	平成 23 年 10 月 12 日（水）～10 月 25 日（火）
質問提出期間	平成 23 年 10 月 12 日（水）～11 月 4 日（金）
質問回答	
平成 23 年 10 月 12 日（水）～14 日（金）受付質問	平成 23 年 10 月 18 日（火）
平成 23 年 10 月 17 日（月）～19 日（水）受付質問	平成 23 年 10 月 21 日（金）
平成 23 年 10 月 20 日（木）～28 日（金）受付質問	平成 23 年 11 月 1 日（火）
平成 23 年 10 月 31 日（月）～11 月 4 日（金）受付質問	平成 23 年 11 月 9 日（水）
参加資格要件の確認結果通知	平成 23 年 10 月 28 日（金）
技術提案書類の提出期間	平成 23 年 10 月 31 日（月）～11 月 18 日（金）
第 1 次審査（書類審査）	平成 23 年 11 月 29 日（火）
第 1 次審査の結果通知	平成 23 年 12 月 2 日（金）
第 2 次審査（ヒアリング審査）	平成 23 年 12 月 16 日（金）
第 2 次審査の結果通知	平成 23 年 12 月 20 日（火）

4 参加資格要件

参加者は、単独企業又は共同企業体とし、各々次に掲げる要件を全て満たしていることとします。

(1) 単独企業として参加する場合

ア 津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 7 条に規定する平成 22～25 年度津市競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等用）において「建築関係建設コンサルタント（建築一般）」に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 津市建設工事等指名停止基準（平成 21 年 4 月 8 日）による指名停止等を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けたものでないこと。

オ 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

カ 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

キ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録されたものであること。

ク 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

管理技術者 : 建築士法第 2 条第 2 項に規定する 1 級建築士

意匠主任技術者 : 建築士法第 2 条第 2 項に規定する 1 級建築士

構造主任技術者 : 建築士法第 10 条の 2 に規定する構造設計 1 級建築士

設備主任技術者 : 建築士法第 10 条の 2 に規定する設備設計 1 級建築士

※管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、設備主任技術者は各 1 名とし、兼ねることはできないものとします。

ケ 平成 8 年度以降に竣工した国（公社・公団及び独立行政法人含む）、都道府県又は市町村が設置した建築物で、1 棟当たりの延床面積が 10,000 m²以上の屋内スポーツ施設新設の設計業務実績（基本設計及び実施設計いずれか一方でも可）を有すること。なお、屋内スポーツ施設とはアリーナ（バスケットボールコート 2 面以上を確保できる規模）を有する施設とします。

また、上記については、元請として単独又は共同企業体の構成員（出資比率 20% 以上に限る）としての実績とします。

(2) 共同企業体として参加する場合

ア 構成員の各者が、上記の(1)中、アからキを満たしていること。

イ 共同企業体としての配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

管理技術者 : 建築士法第 2 条第 2 項に規定する 1 級建築士

意匠主任技術者 : 建築士法第 2 条第 2 項に規定する 1 級建築士

構造主任技術者 : 建築士法第 10 条の 2 に規定する構造設計 1 級建築士

設備主任技術者 : 建築士法第 10 条の 2 に規定する設備設計 1 級建築士

※管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、設備主任技術者は各 1 名とし、

兼ねることはできないものとします。

ウ 構成員のうち、1者は平成8年度以降に竣工した国（公社・公団及び独立行政法人含む）、都道府県又は市町村が設置した建築物で、1棟当たりの延床面積が10,000㎡以上の屋内スポーツ施設新設の設計業務実績（基本設計及び実施設計いずれか一方でも可）を有すること。なお、屋内スポーツ施設とはアリーナ（バスケットボールコート2面以上を確保できる規模）を有する施設とします。

また、上記については、元請として単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上に限る）としての実績とします。

※共同企業体の基本的要件に関しては、「津市屋内総合スポーツ施設設計業務共同企業体の取扱いに関する要領」によるものとします。

5 協力者（協力事務所）について

参加申込書類を提出できる者は、本業務に関する専門分野（管理技術者及び意匠主任技術者を除く）について、協力者（協力事務所）を加えることを可能とします。

ただし、協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する一級建築士事務所は、本プロポーザルにおける参加資格は有しません。

6 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記のとおり提出してください。

(1) 提出方法

電子メールのみとします。書式は、質問書（様式16）を使用しメールに添付してください。

(2) メール の 件 名

「津市屋内総合スポーツ施設設計業務公募型プロポーザル質問：（会社名）」としてください。

(3) メールアドレス

229-3373@city.tsu.lg.jp（津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課）

(4) 提出期間

平成23年10月12日（水）から11月4日（金）の午後4時00分まで（午前9時00分から午後5時00分までの間に電話によりスポーツ振興課まで受信確認してください。）

ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(5) 回答

原則として下記に示す期日において、質問内容とその回答を津市ホームページ上に掲示します。

ア 平成23年10月12日（水）～14日（金）の間に受け付けた質問に対する回答

→平成23年10月18日（火）

イ 平成23年10月17日（月）～19日（水）の間に受け付けた質問に対する回答

→平成23年10月21日（金）

ウ 平成23年10月20日（木）～28日（金）の間に受け付けた質問に対する回答

→平成 23 年 11 月 1 日(火)

エ 平成 23 年 10 月 31 日(月)～11 月 4 日(金)の間に受け付けた質問に対する回答

→平成 23 年 11 月 9 日(水)

(6) 留意事項

過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される内容の質問については受け付けません。

7 参加資格要件の確認

所定の参加申込書類（様式 1～6 又は 7）により参加資格要件の確認を行います。参加申込書類を提出した者のうち、参加資格要件を満たす者が技術提案書類を提出できます。

なお、参加申込書類については、「参加申込及び技術提案書類作成要領」に基づき作成することとします。

(1) 提出書類

（様式 1）参加申込書

（様式 2）事務所の概要等

（様式 3）同種業務（評価対象業務 1）実績

（様式 4）配置予定技術者（管理技術者）の経歴等

（様式 5）配置予定技術者（意匠主任技術者）の経歴等

（様式 6）配置予定技術者（構造主任技術者、設備主任技術者）の氏名等

（様式 7）協力者（協力事務所）の名称等

※協力者（協力事務所）を加える場合のみ

その他、「参加申込及び技術提案書類作成要領」に基づく添付書類

(2) 提出場所

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

(3) 提出期間

平成 23 年 10 月 12 日（水）から 10 月 25 日（火）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。

ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る、提出期限必着）

(5) 参加資格要件の確認結果通知

担当部署において、提出された参加申込書類に基づいて参加資格要件を確認し、その結果を平成 23 年 10 月 28 日付の書面により通知（郵送）します。なお、参加資格要件の確認結果については、同日、参加申込書（様式 1）に記載されたメールアドレスへ電子メールにおいても通知します。

(6) 参加資格要件を満たしていなかった申込者に対する理由説明

ア 参加資格要件を満たしていなかった申込者に対しては、上記(5)の通知において、満たしていなかった旨及びその理由を合わせて通知します。通知を受けた者は、書面が通知された日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により津市長に対し説明を求めることができます。

イ 上記アに基づく回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により通知します（郵送）。

8 審査方法

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たす申込者（以下、参加者という。）から「技術提案書類」の提出を求めたのち、「津市屋内総合スポーツ施設設計業務公募型プロポーザル評価項目、判断基準及び配点」に基づいた2段階審査方式で実施します。

審査については、津市屋内総合スポーツ施設設計者選定委員会（以下、選定委員会という）において行います。なお、選定委員会は、学識経験のある者及び本市の職員のうちから8名以内で構成するものとしますが、委員の氏名等は、審査が終了するまで公表しません。

(1) 第1次審査

「参加申込書類」及び「技術提案書類」について、書類審査を行い、第2次審査対象者（5者程度）を選定します。

(2) 第2次審査

第1次審査で選定された参加者（第2次審査対象者）に対し、提出された「技術提案書類」に基づいたヒアリング審査を行い、最上位者を契約の候補者となる最適候補者として特定します。

なお、第1次審査における評価点は、加点しないこととします。

9 失格事項

下記の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とします。

ア 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合。

イ 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合。

ウ 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていない場合。

エ 提出を求める必要書類等について、作成要領に違反する表現が記載されている場合。

オ 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。その場合は、虚偽を記載した者に対して指名停止等の措置を行うことがあります。

カ 本実施要領に定める手続き以外の方法により、選定委員会委員等関係者に対して、直接的又は間接的に接触した場合。その場合は、接触した者に対して指名停止等の措置を行うことがあります。

キ 上記4に規定する参加資格要件を欠くに至った場合。

ク 前各号で定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があるなど市長が失格であると認めた場合。

10 技術提案書類の提出について

参加者に対しては、参加資格要件の確認通知とともに技術提案書類（様式8～11）の提出を求めます。

なお、技術提案書類については、「参加申込及び技術提案書類作成要領」に基づき作成することとします。

(1) 提出書類

（様式8） 技術提案書

（様式9） 業務内容に対する技術提案

（様式10） 業務内容に対する技術提案（特定テーマ(1)～(3)）

（様式11） 参考見積書

(2) 提出場所

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

(3) 提出期間

平成23年10月31日（月）から11月18日（金）の午前9時00分から午後5時00分まで。

ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る、提出期限必着）

(5) 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果は、平成23年12月2日（金）付の書面により参加者全者に対し、通知（郵送）します。なお、第1次審査の結果は、同日、参加申込書（様式1）に記載されたメールアドレスへ電子メールにおいても通知します。

11 ヒアリングについて

第1次審査で選定された参加者に対しては、第2次審査として、第1次審査時に提出された技術提案書類に基づくヒアリング審査を実施します。

(1) 実施日時等

平成23年12月16日（金）を予定していますが、実施場所や時間等については、第1次審査結果の通知書と合わせてお知らせします。

(2) ヒアリングの時間

30分以内のプレゼンテーションの後、約20分間の選定委員会委員による質疑を行います。準備・撤収作業は合計10分以内とします。

(3) ヒアリング出席者

配置予定の管理技術者及び意匠主任技術者は必ず出席することとし、パソコン等の操作者を含め、合計4名以内とします。

(4) 審査結果

第2次審査の結果は、平成23年12月20日（火）付の書面により第2次審査参加者全者に対し、通知（郵送）します。なお、第2次審査の結果は、同日、参加申込書（様式1）に記載されたメールアドレスへ電子メールにおいても通知します。

(5) その他

- ア 審査は非公開とし、技術提案書類の受付順で行います。
- イ ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書類（様式9及び10）のみを使用することとし、プロジェクターを使用し拡大映像での説明も可能とします。提出した技術提案書類（様式9及び10）以外の資料を使用した場合、本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とします。また、ヒアリング時の追加資料は受理しません。
- ウ 拡大映像で説明する際のパソコンは、参加者各自で用意することとします。プロジェクター、スクリーンについては、担当部署（スポーツ振興課）で用意したものを使用することとします。
- ・プロジェクター（NEC製品番NP110J）
 - ・スクリーン（1.8m×2.0m、5脚型）
- エ プレゼンテーションは、配置予定の管理技術者又は意匠主任技術者が行うものとします。
- オ 配置予定の管理技術者及び意匠主任技術者がヒアリングに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として失格とします。ただし、やむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、その出席できない理由について事前に書面（任意様式A4版）で提出し、その理由が妥当であると判断される場合は、失格としません。ただし、その場合には当該出席者に代わる第3者の出席は認めません。
- カ 審査時に企業名等が特定できるような衣類やバッジ等を身につけないでください。
- キ その他、ヒアリングに係る留意事項については、第1次審査結果の通知書と合わせて通知します。

12 非選定理由に関する事項

- ア 第1次審査及び第2次審査において選定されなかった者は、審査結果についての書面が通知された日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により津市長に対し説明を求めることができます。
- イ 上記アに基づく回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により行います。
- ウ 説明書請求の受付場所
津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

13 契約手続き等

審査の結果により最上位者として選定された最適候補者を当該業務に係る随意契約の見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行います。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行います。

14 受注資格の喪失

当該業務を受注した者が製造業者及び建設業者と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業者及び建設業者の企業は、当該業務に係る

工事の入札に参加し、または当該工事を請け負うことができません。

15 その他

ア 参加申込書類の提出後、随意契約の相手方として決定されるまでは、随時参加を辞退することができます。その場合には、参加辞退届（様式 17）を提出してください。

イ 参加申込書類及び技術提案書類等の作成、ヒアリング等に要するすべての費用は、参加者の負担とします。

ウ 提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあります。

エ 提出された書類等の返却は行いません。なお、これらは選定以外において提出者に無断で使用することはありません、ただし、第 2 次審査において選定された最適候補者の技術提案書類については、ホームページで公開します。

その他、本プロポーザルに係る情報については、「**津市屋内総合スポーツ施設設計業務公募型プロポーザル情報公開基準**」に基づき取り扱うこととします。

オ 提出された技術提案書類に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提出者それぞれに帰属するものとします。なお、技術提案書類等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法上に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ることとします。第三者の著作物の使用に関する責任は、使用した提出者に帰するものとします。

カ その他、必要な事項が生じた場合は選定委員会が別に定めることとします。